規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020418003	2年 4月18日	2年 5月25日	2年 6月24日	教育職員検定に要する書類の合理化	教育職員検定において、身体に関する証明書の提出を不要とすること。また、人物に関する証明書の提出について、必要となる類型を整理すること。これらについて、免許法に定める教育職員検定の内容から削除するか、または証明書の提出によらない弾力的な運用について都道府県教育委員会に通知すること。	現在、日本全国において教員の人材不足が問題となっている。 教育職員免許状の取得には、大学における教職課程を卒業することが一般的であり、非常に時間と手間を要するものとなっている。他方で、すでに免許状を所持している者については、教育職員検定による、軽減された単位数による免許状の授与が定められている。 教育職員検定による他校種や他教科の免許状の授与を積極的に活用することを通じ、教員の質を落とすことなく、人材不足を補うことが可能であると考えられる。しかしながら、現行法の上では、教育職員検定にあたり身体及び人物について検定することとされている。 身体についての検定は、もっぱら身体に関する証明書を提出することにより行われている。例えば東京都においては、現職教員にあっては定期検診の写しで代用できるものの、現在教職にない者にあっては、視力や聴力、日常生活への支障について医師の証明を受ける必要がある。他の職にありながら教職に就くことを志す者にとって、診断書の交付を受けることは大変な手間である一方、その証明内容は必ずしも医師の証明までを要するものとは考えにくく、本人の宣誓によるほか、せいぜい通常の安衛則や人事院規則に基づく定期健康診査の結果で十分代用可能であると考えられる。 また、人物に関する証明書についても、現職において上司からの推薦を受けることへの躊躇が大きく、潜在的な教員志望者を萎縮させている可能性がある。現職教員における実務に関する証明書との兼ね合いで、現在単に推薦状となっている人物に関する証明書の提出要否を、今一度精査願いたい。	個人	文部科学省	教育職員免許法第6条に規定される教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者（都道府県教育委員会）が行うこととなっています。また、大学や所轄庁、学校法人等の理事長により発行された証明書によって検定を行う場合の証明書の様式については、教育職員免許法施行規則において定められています。ただし、具体的な受検者の人物、学力、実務及び身体に関する検定については、各都道府県の教育委員会規則等に基づき行われており、証明書において証明が必要となる詳細の項目についても各都道府県の教育委員会規則等で定められています。	教育職員免許法第6条、第7条 教育職員免許法施行規則別記第二の二号様式、第二の三号様式、第二の四号様式、第三の一号様式、第三の二号様式、第三の三号様式	対応不可	証明書により受検者の人物、学力、実務及び身体に関する検定を行う場合に、大学や所轄庁、学校法人等の理事長の証明が必要となる詳細の項目等をはじめとした具体的な検定の方法については、各都道府県の状況に応じて、各都道府県の教育委員会等が決定しているところであり、文部科学省が全国一律にその方法について弾力的運用を求めることは適切でないものと考えております。	
020827005	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 11月25日	オンライン教育のさらなる普及及び遠隔教育制度の恒久的な措置	学校のICT環境整備の実現に加え、 以下の3点を新型コロナ特例措置以降も可能にすべきである。(1)遠隔授業における要件の見直し（受信側にも教員を配置する要件、同時双方向の要件等）、(2)遠隔授業における単位取得数の制限緩和（高校における遠隔授業による単位上限の緩和等）、(3)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理	ICT環境整備については、2020年度の補正予算に組み込まれることとなり、規制改革答申及び成長戦略フォローアップにも盛り込まれているところであるが、2020年度中に100%の学校が活用できるようにすべく、予算面だけでなく実際に各学校にいきわたるまで、かつ端末の自宅への持ち帰りを可能にすることを含め課題は残っている。 また、遠隔授業を進めるにあたって、遠隔授業の受信側に教師を設置する要件や、「同時双方向」の要件がありオンデマンド型の学習が含まれないこと、高校における遠隔授業による単位取得数は36単位を上限とされているなど、制度上の様々な制約がある。 そして、オンラインでの学びに関する著作権要件の整理についても、2020年度においては特例措置として授業目的公衆送信補償金制度の無償での認可申請が可能とされたが、恒久的な措置として確立するには、さらに関係者との議論が必要である。成長戦略フォローアップ内でも記載がある通り、デジタル教科書の普及促進も踏まえ、次年度以降も教育機関および権利者にとって合理的な補償金負担になるよう、議論の確実な着地を求める。	日本IT団体連盟	文部科学省	【（1）、（2）について】 （遠隔授業の要件について） 学校教育においては、校長の指揮監督の下、児童生徒の教育をつかさどる教師が、子供たち一人一人の日々の様子・体調や理解度を確認・判断し、子供たちの学び合いの際の声かけ等を通じ、個々の子供たちの理解を高めたり、生徒指導を行うことが重要であり、児童生徒の怪我や急病等の不測のリスクに対応する安全管理の観点からも、教室において遠隔・オンラインを活用した授業を行う場合、受信側に教師がいることが必要です。ただし、病気療養や不登校の児童生徒が自宅や病室等の学校外において遠隔・オンラインによる学習活動を行った場合には、出席扱いとすることを認めており、こうした場合には、受信側に教師が立ち会う必要はないとしております。 また、受信側に教師がいる条件の下では、必ずしも同時双方向であることが求められるものではなく、オンデマンドの動画教材等を取り入れることも可能です。 （高校における遠隔授業の単位について） 高等学校においては、受信側にその授業に係る教科の免許状を持った教員がいなくとも、遠隔にて授業を行うことができることとなっており、その遠隔授業により修得する単位数は36単位までとされております。 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して家庭学習（同時双方向型オンライン指導やICT教材や動画等を活用した指導等を含む）を課した場合、その状況や成果を学習評価に反映するとともに、一定の要件（※）のもとで、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができることとしております。また、高等学校において、当該特例的措置を適用した場合に、同時双方向型の遠隔授業の方法により修得する単位数の上限である36単位に含まれないことも明確化しております。（令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知） （※）①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること ②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること 【(3)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理について】 授業目的公衆送信補償金制度は、学校等におけるICTを活用した教育を推進するため、授業の過程における著作物のインターネット送信等について、従来は個別の許諾が必要であったところ、教育機関の設置者が文化庁の指定管理団体に一括して補償金を支払うことにより、原則として許諾なく行うことができるようにしたものであり、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスを図った制度です。 これは平成30年の改正著作権法において、来年（令和3年）5月までに施行するものとされていたところ、今年度はコロナ禍により、予算措置のない中での遠隔授業のニーズの急増に対応するため、本年4月から施行するとともに、指定管理団体（権利者団体で構成）の格別の配慮により、緊急的・特例的な対応として、補償金額を無償とする認可申請が行われ、認可がなされました。令和3年度以降の補償金額については、指定管理団体により、認可申請の前に必要となる教育関係団体への意見聴取の結果を踏まえて意見聴取時から減額された上で、有償とする認可申請がなされました。	学校教育法施行規則第88条の3及び第96条 著作権法（昭和45年法律第48号）第35条	（1）、（2）検討に着手 （3）対応	【（1）、（2）について】 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方については、中央教育審議会や教育再生実行会議等において、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育を使いこなす（ハイブリッド化）を基本的な考えとして、 ・高等学校における遠隔授業の充実に向けた単位数の算定の弾力化 ・臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための制度的な措置等 についてご議論いただいているところです。まずは、義務教育段階における一人一台端末の実現をはじめとするICT環境の整備を早急に進めつつ、新型コロナウイルス感染症への対応における成果や課題を踏まえ、初等中等教育段階における遠隔・オンライン教育の充実に向け、必要な取組を進めてまいります。 【(3)について】 補償金額の認可申請については、今後、文化審議会に諮問した上で、令和2年末までを目途に文化庁長官が認可の可否を決定する予定です。補償金額の判断にあたっては、審査基準に基づき、非営利の教育機関におけるICT活用の推進など、営利事業等とは異なる特性や、財政面を含む運営状況等への配慮、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどの観点から、適正な額か否かを厳正に審査してまいります。 また、「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用について」（令和2年4月7日規制改革推進会議決定）及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、文部科学省において、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討しており、令和3年度の概算要求等に盛り込んでいるところです。	
020827006	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	社会人の学びの機会拡大のための制度面での措置	初等・中等教育機関における実務家教員の登用に向けた環境整備を、法制度を含めて手当てをする。また、社会人が新たに必要とされる知識や技術を身につけ、学び続けることのできるリカレント教育の制度を、オンライン講義の十分な利用を含めて政府内にて検討及び確実な推進への措置を講ずる。	外部人材の教育現場への参加および雇用の機会拡大のため、規制改革推進に関する答申（2020年6月）や経団連「Society5.0 に向けて求められる初等中等教育改革　第一次提言」にも記載がある通り、特別免許状の基準見直しや社会人特別選考枠の拡大等を通じて、各分野の専門家や幅広い経験を有する人材（博士号取得者、スポーツ選手等）に学校教育により深く関与し、当人のキャリアの途中から教育現場に参画できるような仕組みの検討を求める。 リカレント教育制度についても、まずは規制改革答申内の通り講座の開発の推進を求め、その際オンライン講座の利用も検討すべきである。事例のとりまとめやガイドライン化が確実に行われ、社会人の学びの制度として機能するような環境整備を求める。	日本IT団体連盟	文部科学省	教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状である特別免許状について昭和63年に創設されています。 また、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担任させることができる特別非常勤講師制度についても昭和63年に創設されています。	教育職員免許法第3条の2、第5条	現行制度下で対応可能	多様な経験を有する社会人等が学校現場に参画する仕組みについては、現状制度において特別免許状及び特別非常勤講師制度により措置されているところですが、「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月）を受けて、こうした学校外の人材が教育現場に積極的に参加できるよう、制度の運用も含めて引き続き取り組んでいきます。 また、学校現場に円滑に参画できる仕組みとして、「就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム」を令和元年度補正予算事業として実施しており、オンライン講座も含めて社会人の学び直しに資する講座を開設しているところです。引き続きこうした取組を継続していきます。 リカレント教育については、令和2年度において、大学等における実践的なプログラム開発をさらに推進するとともに、大学・企業等に対するアンケート及びヒアリング調査等を行い、将来的にはリカレント教育におけるオンライン講義の活用も含めた持続可能な運営モデルを検討し、モデル構築及び全国展開に向けた取り組みを行います。	